

第 8 6 回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：2019年10月17日（木）午後1時30分開会
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌 13階 ベルヴェデーレ

1. 開 会

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第86回札幌市緑の審議会を開催いたします。

初めに、事務局から報告事項でございます。

本日は、佐々木委員、下村委員、竹内委員、山本委員から欠席される旨のご連絡をいただいております。

また、片山副会長におかれましては、おそらく遅参されるものと思います。

委員16名中、11名の方にご出席いただいております、定足数である過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定によりまして、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、第86回札幌市緑の審議会の次第でございます。その下に座席表、そして、審議会委員名簿、本日の議事資料1の第4次札幌市みどりの基本計画策定についてというA3判のもの、最後に、議事資料2の第4次札幌市みどりの基本計画（答申案）をお配りさせていただきます。

ご確認いただきまして、もし資料に不足がありましたら、お知らせいただければと思います。

それでは、愛甲会長、進行のほどをよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○愛甲会長 皆様、お忙しいところをありがとうございます。

それでは、早速、審議に入ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） それでは、議事資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、資料2につきましては、資料1を反映した答申案になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、資料1の1ページの上段のスケジュールをご覧ください。

平成29年度1月15日開催の第79回緑の審議会におきまして、みどりの基本計画の案の作成を諮問いたしました。その後、6回の審議会と5回の基本計画部会でのご審議、また、市長を含みます市役所内部の庁内調整を経まして、本日の第86回緑の審議会において、答申案の最終的なご確認をいただくことになっております。

今後は、本日議論いただいた答申案につきまして、市民意見収集、いわゆるパブリックコメントを実施しまして、2月頃の審議会に市民意見とそれによって修正した答申案を提出し、最終の答申をいただく予定としてございます。

計画の策定は、令和2年3月に行いまして、令和2年度から計画を実行していく予定となっております。

ページをおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

本日は、7月の委員の改選以降で初めてのみどりの基本計画の審議となりますので、今までご議論いただきましたみどりの基本計画案の内容について確認をさせていただきたいと思っております。

まず、左上の「みどりの基本計画とは」のところですが、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを市町村が定める基本計画となっております。

その下の計画策定の目的ですが、人口減少社会が到来し、本市では、札幌市まちづくり戦略ビジョンにおいて、持続可能な札幌型の集約連携都市への再構築を進めるという基本目標を定めております。

みどりの分野におきましても、量の拡大から今ある施設の有効活用への転換期に来ております。

平成23年に第3次札幌市みどりの基本計画を策定してから10年近くが経過しまして、社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応するため、今回の第4次札幌市みどりの基本計画を策定するものとなっております。

その下の計画の位置づけですが、札幌市の最上位計画であります札幌市まちづくり戦略ビジョンや第2次札幌市都市計画マスタープラン、また、国の施策などとも整合を図りながら作成するものとなっております。

次に、計画期間ですが、来年度の令和2年度から令和11年度までの10年間としてございます。

右側に移りまして、計画の対象ですが、本計画では、みどりという言葉がたびたび出てきますが、そのみどりとは、森林、草地、農地、公園緑地、河川や湖沼地、公有地・民有地の緑化されている場所、あるいは、樹木や草花などを指しております。

また、これからのまちづくりでは、市民や活動団体、事業者など、さまざまな主体と連携した活動に取り組む必要があります。そのため、本計画では、みどりに加えまして、活動を計画の対象としております。

次に、右下の重視すべき視点です。

これは今回詳しい説明は割愛させていただきますが、資料2の本編の第2章で整理しています社会情勢や札幌市のまちづくりの方向性、あるいは、みどりの分野の現状や課題を受けまして、今後10年間でみどりの分野で取組を進める上で重視すべき視点を4点に整理しております。

一つ目は、地球環境の保全や生物多様性のベースとなる自然環境を守り、教育の場、ふれ合いの場として活用する視点として、「人と自然の共生」としております。

二つ目は、札幌の活力を維持していくため、都市の魅力を高めるみどりの空間を都心を中心に創出し、活用していく視点として、「都市の魅力の向上」としております。

三つ目は、集約型のまちづくりを行う中で、今ある公園をより一層活用するとともに、まちづくりと連動してみどり豊かなオープンスペースを創出する視点として、「資源の有効活用」としております。

四つ目は、少子高齢化などに伴い、市民ニーズが多様化する中、公園緑地に集うことで生まれる「優しい地域コミュニティ」を育む視点として、地域コミュニティの醸成としております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、3ページをご覧ください。

こちらでは、基本計画の全体像として、体系図を載せております。

本計画では、計画全体を通して、みどりの機能を発揮する対象として、「自然」、「都市」、「ひと」の三つに分けて整理しております。それがこの図の横軸になっております。

左の縦軸に、みどりが持っている多様な機能を整理しています。そして、その隣に、先ほどご紹介した重視すべき視点を、今後10年間、みどり分野で取組を進める上で特に重要な視点として整理しております。その視点を踏まえて、右側の基本計画を作成していくという形になっております。

次に、基本理念としまして「みどりを知り・守り・つくり・活かし、新たな価値を生み出し、まちの魅力を高めよう 持続可能なグリーンシティさっぽろ」を掲げております。

その右側に、計画によって生み出される将来の札幌のまちの姿や人々の生活の様子を、将来像として、「自然」、「都市」、「ひと」ごとに整理しております。

次に、その将来像を実現するための10年間の行動の目標を三つの分野で設定しております。

そして、一番右側に、14の施策の方向性を整理しておりまして、こちらでは記載を割愛していますが、本編の方で具体的な施策とそれを推進するプログラムを記載しているところになります。

下段に移りまして、目標についてですが、目標としては、先ほどご説明したとおり、三つの分野ごとに掲げているところですが、そのほかに、評価指標と調査項目を定めております。評価指標は、三つの分野でそれぞれ二つずつ、10年後の目標値を定め、記載しております。

また、目標値は定めておりませんが、計画期間中の動向を調査し、計画の評価時に総合的に判断するとき使用する調査項目もあわせて定めております。

以上、第4次札幌市みどりの基本計画答申案の概要をご説明させていただきました。

続きまして、前回審議会のご意見により修正した箇所と、市役所内部の意見により追加、修正した箇所について、ご説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

こちらが、第84回審議会と、その前の第5回基本計画部会のご意見の振り返りとその対応についてでございます。

ここからは、前回の審議会及び部会でいただいたご意見について、事務局で対応案を検

討しましたので、ご説明をさせていただきます。

ページの左上に審議会等のご意見を紹介し、右上に対応策を記載するという形で整理しております。あわせて、本編ではどのように修正しているかをその下に記載しております。本編のページ番号も記載しておりますので、必要に応じて、適宜、ご確認いただければと思います。

まず、みどりの将来像図ですが、いただいたご意見としましては、「ひと」のイメージの公園の図について、具体的な活動がわからない、絵の中に赤ちゃんや車椅子の人がいない、すなわち多様な人がいないのではないかと、幸福感のある生活を表現した方がいいのではないかとということで、それについてイメージ図を右側のように描き直しているところです。

右側の赤色で囲ったイラストの中ですが、町内会やボランティアがネットワーク拠点施設で情報交換や交流をしている様子や、プレーパークを開催している様子、ボランティアリーダーが中心となって、花植えなど、ボランティア活動が行われている様子をイメージして修正しております。

次に、下の段ですが、公園トイレについてになります。

公園トイレについては、前回の審議会の皆様にご意見をいただいたところがございます。主な意見としましては、利用の多い少ないだけでなく、慎重に考えてほしいとのご意見をいただいております。記載の修正をしております。利用の少ないトイレについて、公園利用状況や周辺地域の実態把握を行い、廃止について検討していくという形で表現の修正をさせていただいております。

続いて、5ページをご覧ください。

こちらは、みどりの将来像の全体図になります。

前回の審議会では、全体図が何を表現しているのか説明が必要ではないか、都市計画マスタープランなどとの関連を整理した方がいいのではないかと、あるいは、複合型高度利用市街地を緑化重点地区とした方がいいのではないかとのご意見をいただきました。このページの内容を二つに分けてわかりやすくなるように整理させていただいております。

まず、札幌のみどりの構造につきましては、札幌の現況を説明する内容であることから、第2章のみどりの現状と課題に移して記載しております。

次に、前回までは「新たな価値を生み出し、魅力を高めるゾーニング」という記載をしておりましたが、こちらを「エリアなどの将来像」という記載にし、都市計画マスタープランや都市構造を踏まえた表現に、併せて修正しております。

また、「複合型高度利用市街地」という表現につきまして、「緑化重点地区」というこの計画の名称に修正をしております。

次に、6ページをご覧ください。

このページでは、緑化重点地区についてご説明をしております。

前回の審議会では、緑化重点地区を第3次みどりの基本計画から変更する理由の説明が

必要ではないかということ、都市計画では都心や交流拠点それぞれで方向性を出している、緑化重点地区でも、緑化重点地区1、緑化重点地区2などに分けてはどうかというご意見、それと、エリアから外される区域でも、まだ緑被率が十分に引き上げられていないところがあり、整合性を図る必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

一つ目のご意見につきましては、札幌市が掲げるコンパクトなまちづくりの実現に向けて策定している札幌市立地適正化計画と連動しまして、緑被率が低く、かつ、公園整備が十分ではないエリアについて、緑化重点地区指定を行う旨を変更理由として記載しております。そして、説明を補足するために、左下に、緑被率と1人当たりの公園面積について緑化重点地区の内外で比較した図を追加しております。

また、いただいた二つ目のご意見のとおり、緑化重点地区を、緑化重点地区1（集合型居住誘導区域）、緑化重点地区2（地域交流拠点）、緑化重点地区3（都心）の三つに設定しました。あわせて各地区の基本方針を追加しております。

なお、詳細につきましては、本編の81ページに記載しているところでございます。

次に、3点目のご意見であります緑化重点地区から外れる地区についてですが、当然ながら、緑化重点地区以外でも、公園未充足、あるいは、緑被率が低い区域が存在することは我々も把握しているところでございます。しかしながら、上位計画の戦略ビジョンや今後の都市づくりの方向性を記しております都市計画マスタープランなどから、今後10年、みどりづくりの重点を置く方向性として、今回の緑化重点地区の指定を行っているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、7ページをご覧ください。

都心のみどりづくりの推進についてになります。

前回いただいたご意見としては、都心の緑化を増やす施策はあるのか、答申案に記載した方がいいのではないかと、都市計画で推進しているオープンスペース創出の取組など、市内の他の計画との連携が必要ではないか、あるいは、市民や企業がみどりを担保する実効性の高い仕組みやシステムが必要ではないかなどがあります。

そこで、制度や誘導策の例を記載するとともに、都心のみどりづくり方針を今後策定していく中で取組方針を明らかにしていく旨と、第2次都心まちづくり計画等と連動して良好なオープンスペースを創出していきますということを追記させていただきました。また、市民、企業がみどりを創出する実効性の高い仕組みづくりを検討しますという追記もしております。

前回記載した都心のみどりづくりのイメージ図につきましても、本計画策定後に議論して固めていくものになりますので、基本計画では掲載はせず、かわりに第2次都心まちづくり計画をコラム的に紹介し、連動していくことを示すことといたしました。

続いて、8ページをご覧ください。

それ以外の部分についても幾つかご意見をいただいておりますが、まず、推進プログラムについてです。こちらもいただいたご意見のとおり修正しております。

また、この推進プログラムについては、全体を通して、庁内調整も経ておりますので、その部分も踏まえまして、実現可能なプログラムとして修正している箇所がございますので、本編をご参照いただければと思います。

次に、目標・指標になりますが、前回、資料としてお示しした調査方法や現況値を本編に記載した方がよいのではないかというご意見をいただきましたので、本編に調査方法や現況値、目標値を記載し、そのほかいただいたご意見についても記載しているところです。

その下の公共施設の緑化の推進についての中で、街路樹のボリュームのある樹形づくりの内容がわかりにくいのではないかとということがございましたので、注釈をつけてわかりやすく説明することで対応させていただこうと思います。

また、その下の公園施設の適正化については、トイレだけではなく、他の施設についても適正、適切とうたうべきではないかとのご意見をいただいております。ご指摘いただいた項目につきましては、公園施設全てを対象としておりまして、その中で適正化を図ることをうたっていく趣旨で記載しているところです。ただ、今回、トイレについては特に重要な方向性となるかと思っておりますので、しっかりと記載させていただいております。

続きまして、9ページをご覧ください。

ここからは、庁内調整の中で出てきたいろいろなご意見に対する修正です。

前回ご審議いただきました第84回審議会の答申案をもとに、市長を含め、関連部局へ説明し、意見収集を行っております。その中で、市民へのわかりやすさ、あるいは、継続して取り組む施策をしっかりと記載すべきではないかなどの視点の意見をいただき、事務局で検討し、追加修正をしております。

まず、既成市街地などの整備の必要性が高い地域での街区公園づくりについてですが、前回までの資料にありましたもので、文言上「新規整備推進地域」、あるいは、「狭小公園活用地域」について記載していたのですが、市民へのわかりやすさを考慮すると、二つをあわせて「公園の必要性の高い地域」としてはどうかという意見があり、そのように修正しております。

また、今回新たに設定した緑化重点地区は、右側の図のところでございますが、紫色の枠線で囲み図に追加し、重点的に公園づくり、オープンスペースづくりを行う方向性がよりわかりやすくなるように修正しております。

続いて、10ページをご覧ください。

そのほか、今まで取り組んできた施策について追加してしっかり掲載するべきではないかといった観点や市民へのわかりやすさなどの点を考慮して、五つの施策を追加しております。

まず一つ目は、左上のところですが、市有施設における木材利用の促進になります。札幌市が地域材利用を推進していることを踏まえまして、これまで取り組んできたものですが、市有施設における木材利用の促進を新たに追記しております。

続いて、コリドーの保全と充実になります。第4章の札幌のみどりの構造で紹介してい

るこれまで形成してきたコリドーを今後も保全、充実に図っていくと整理したことを受けまして、コリドーの保全と充実という記載も追記しました。

三つ目は、市街地の象徴となる樹木の保存になります。こちらは今まで継続して取り組んできた景観重要樹木、あるいは、保存樹木の制度を踏まえた施策を引き続きやっていくということで、追加しております。

続きまして、右側の上段になりますが、冬季間の利用を促進する公園づくりです。こちらは、方向性10の公園の適正な管理と活用の推進の中に、冬季間における公園利用の推進として項目を挙げていたところですが、管理と活用の推進だけではなく、公園づくりの観点からも冬季間の利用を推進することを意識しながら公園づくりをしていくということを市民の皆様にお示しする意味で、方向性9のニーズに応じた安全・安心な公園の再整備の中に冬季間の利用を促進する公園づくりを新たに追加しております。この中で、再整備を行う際には、冬季間の利用に配慮した施設配置を行うことを盛り込んでおります。

最後になりますが、若者の公園利用の推進でございます。

こちらは、本編の15ページにも記載しておりますが、札幌市まちづくり戦略ビジョン、これは札幌市の最上位計画ですが、この中で、将来を担う子ども、若者の健やかな育みを重要な視点として挙げております。当然ながら、これもみどりの分野でも実現していくために施策を立てていく必要があるのではないかとということで、将来を担う若者の健やかな育みのため、若者の公園利用の推進を新たに追加しております。

資料の説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

〔片山委員入室〕

○愛甲会長 まず最初に、全体的な進め方を説明していただきました。また、今回初めてみどりの基本計画の改定の審議に参加していただける委員の方もいらっしゃったので、基本的な部分の確認もしていただきました。それから、審議会から出た意見への対応、市役所内での調整の結果、出た意見について、加筆、修正などをした点の説明がありました。

スケジュールは、最初に説明していただきましたように、今日の10月17日の審議会の後にパブリックコメントを行いまして、2月頃に行う予定の第87回審議会で答申を固めようという予定になっておりますので、皆さんから大きな修正やコメントをいただくのは今回が最後となります。パブコメをやった結果、修正すべき点について反映させたものについては、2月に、再度、最終的な確認をしていただくことになると思います。

事前に資料をお送りしていますので、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、今ご説明もありましたので、前回の意見がどう修正されたか、あるいは、それ以外の答申案の本文の内容についてでも構いませんので、ご意見を伺いたいと思います。

○関委員 資料に多数の言葉の説明があって非常にいいと思ったのですがけれども、説明資

料の10ページの追加点のところについてです。

82ページに記載されているコリドーの保全と充実のコリドーについては、あまり一般的ではないかなと思いますので、説明文を注釈としてつけていただければと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） ご指摘のとおりでございますので、注釈を追記したいと思います。

○吉田委員 同じようなコメントです。

82ページに出ているコリドーについてですが、75ページのところは、コリドーを含むエコロジカルネットワークと使っているのですよね。しかし、59ページは骨格的なみどりのネットワークなのです。端的に言うと、何が何かが非常にこんがらがっているということです。

僕ら生物分野の者からすると、コリドーというものはエコロジカルネットワークなのだろうと思っているのですが、この文章からいくと、コリドーというのは回廊という意味で、とりあえずつながりますというふうにしかなれないのですね。ですから、先ほど関委員がおっしゃっていたとおり、何を意味するのかを書いていただければと思います。

また、骨格的なみどりのネットワークがエコロジカルネットワークになって、最後にコリドーになっていくということで、保全するのはコリドーだけというようにもとれますので、記載の方法を少し考えていただければと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 確かに、コリドーにつきまして、関係するような記載が随所にあって、相互の関係性が若干わかりにくいところがあるかと思います。

また、75ページにつきましては、まさに吉田委員のご指摘のとおり、生物多様性に配慮したみどりの保全の記載でして、ここではエコロジカルネットワークという生物多様性を意識したような言葉を使わせてもらっているところです。

ただ、全体を通して、コリドーに関連するような言葉の使い方なり関係性がわかるようにもう少し工夫していきたいと思います。

○愛甲会長 確認します。

コリドーについては、必ずしも生態学的な意味だけではなく、広い意味で、緑化した場所なども含め、使っているということですね。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） そうです。みどりの回廊といいますか、ネットワークの一つのものとしての意味合いです。

○愛甲会長 コリドーが一番最初に出てくるのは20ページですか。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） そうです。

○愛甲会長 ここに凡例の説明が赤色の字で書いてありますけれども、ここでそういうことがもう少しわかるような書き方にさせていただいて、後ろの方はそれを参照していくしかないですが、そういうふうにしていただくといいのではないかと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 承知しました。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 資料1の4ページの公園のトイレについてです。

こだわって申しわけないのですが、赤色の字の説明が追記されたということですが、文章的に周辺地域の実態把握ということでは伝わりにくいのかなと思います。

また、これは、言い方の問題なのですが、更新時は廃止を前提にということにもひっかかります。前回お聞きして、廃止をしていきたいという意向はわかったのですが、街区公園などのトイレは、更新時、トイレの利用状況や周辺地域の住民の意向、ニーズの把握を行って、廃止の可能性も含めて検討していきますぐらいのニュアンスにしていただけないのかなと思います。廃止が前提ですというのは強い言葉のように思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） ここは、前回にもいろいろとご議論いただいたところで、非常に大事なところかなと思っております。

我々としては、前回もご説明しましたとおり、2,400カ所ある街区公園のうち、500カ所ぐらいにトイレがあります。ただ、街区公園というのは誘致圏として半径250メートルの方を対象につくっている公園であり、おそらく、お子さんでも5分以内で家に帰れる、また、そんなに大きな公園ではないものですから、滞在時間もそんなに長くないのかなと考えております。

開設した当時の数字はつかんでおりませんが、開設後から20年や30年が経っている街区公園のトイレをピックアップして調査したところ、遊水路があるなど、比較的大きな街区公園では利用があるのですが、利用が著しく少ない街区公園もあります。

このように利用者の少ないトイレは調査をしてわかったのですが、そうしたところでも、公園自体の利用状況というか、何かのイベントなりで多数使われるということもあるかもしれません。あるいは、周辺地域に全くトイレがなく、配置・バランス的にどうしてもそこにはトイレが必要だということもあろうかと思っておりますので、そういったことの実態を把握した上でということなのです。

ただ、基本は、開設時はわかりませんが、40年や50年というトイレの寿命が来たとき、現実として利用が少なくなっているのであれば、廃止を前提に検討していきたいということで、このような記載としているところであります。

逆に言うと、街区公園のトイレの利用が多ければ残していくこととなります。おそらく、滞在時間が長くなるような大きめの街区公園や遊水路があるような公園のトイレについては残していくという結論になろうかと思っております。

ですから、今、豊島委員がおっしゃったように、おそらく、結論はそんなに変わらないかもしれませんが、市民の方に施策の方向性がわかりやすくなるよう、利用の少ないところは廃止を前提に検討していくということをしかりと記載させていただいているところです。

○豊島委員 状況については前回ご説明いただいてわかったのですが、「廃止を前提に」という言い方が強過ぎるのではないかと思ったのです。例えば、「可能性」とか、もっと

やわらかくできないのであれば、それは札幌市の状況だということで、わかりました。

○愛甲会長 ほかにいかがですか。

○島田委員 今のトイレの話とも関係すると思うのですけれども、どこをどう直してほしいということではないのですけれども、私は、公園や緑地を利用する側の一市民として読みますと、つくる側の視点は非常に強くあるのですけれども、使う側の視点があまりないなど違和感を覚えました。

例えば、トイレにしてもたくさんあるし、統計をとると利用率が少ないから減らしているのだということですよ。また、36ページでは、届け出による利用は市の郊外部の公園は少ないということです。手元にある統計を見れば、そういうことかもしれないのですけれども、それにはそれぞれわけがあると思うのです。

例えば、36ページです。郊外の住宅地では住区基幹公園の利用が低いと書いてありますけれども、なぜ利用が低いのかには何も触れられていないのです。ただ利用が低いから、ここの公園はもう十分だ、公園の利用の希望が少ないという単純なことではないと思うので、そういうところをもう少し酌み取っていく必要があると思います。

同じような例で、例えば、円山、藻岩山、三角山の自然歩道は非常に利用されているけれども、ほかの自然歩道は利用が少ないと書かれてありますよね。だからといって、それが要らないとなるわけではないし、せつかくあるのだから、利用がもっとされるようなことを考えてもいいのかなと考えます。

そういう全体的な違和感なので、どこをどうということではないのですけれども、今後、とりやすいところから統計をとるだけではなく、きめ細かな利用者のニーズをくみ上げる姿勢が出ているといいかなという感想です。

○愛甲会長 今、感想として述べていただいたわけですが、何かございますか。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） まず、36ページの郊外部で利用が少ない公園があるということについてです。

ここは現状としてそのような記載をさせていただいているところで、41ページにはそうした現状を踏まえた課題を整理しております。課題の中のイで、都市公園の地域的な偏りと老朽化という2行目のところです。住宅地では狭小な公園の密集や機能の重複が課題となっている、また、老朽化した施設が非常に大きくなっている、施設の適正な配置も課題になっているということです。

この課題を受けまして、91ページのニーズに応じた安全・安心な公園の再整備というところにつなげていってございまして、身近な公園の再整備ということで、ここの5行目のところですが、「また、複数の街区公園が密集している場合には、地域ニーズや特性、公園面積、配置状況などを踏まえた機能分担を図ります」としているのです。

特に、郊外部は、小さな開発行為により、たくさんの小さな公園が点在しているケースが多くあります。今までは子どもの遊び場がメインとなる時代でしたので、イメージで書いてありますとおり、同じような遊具が近くの公園に全てありました。しかし、これでは

使い勝手が必ずしもよくないのではないかということで、地域の核となる公園と機能特化公園を分け、地域の核となる公園にしっかりと機能を持たせ、機能特化公園については、遊具以外の機能として、休憩スペースや樹木の植栽などを進めていくということです。

本当は一つの大きな公園であれば理想なのですが、現実、複数の公園が点在しているということで、機能を分担させながらやっていく必要があるのではないかということで整理しております。

また、自然歩道につきましても、具体の施策としましては、72ページの持続的な森林保全・活用ということで、利用箇所により偏りが見られることもありますし、近年、外国人の利用を初め、トレイルランニングなど、いろいろな使われ方をされております。当然、自然の中ですので、自然への影響は最大限考慮する必要がありますけれども、多様化する利用者の安全性や利便性を確保する手法について、今回、結論を出せばよかったですけれども、基本計画策定までに間に合いませんでした。ただ、そういう問題意識を持って今後は検討していきたいということで記載をさせていただきました。

このように記載がいろいろなところに飛んでいますので、ひょっとしたらわかりづらい部分もあるかと思えますけれども、第2章の現状と課題から施策の方になるべくしっかりとつながるように考えながら、施策の方は不十分どころが若干ありますけれども、そうした考えで作成させていただいております。

○愛甲会長 実は、私も36ページと37ページに違和感を持っていました。住区基幹公園数で、地区内の公園利用届のあった公園数を割っている値を利用率と言ってしまうところに違和感を持っています。ここの節のタイトルが公園のレクリエーション利用状況となっていて、これはあくまでも団体利用がされた割合を示しているだけであって、公園の利用届を出さなくてもいいような市民の日常的なレクリエーション利用が少ないということの意味しているわけでは決してないわけです。でも、それを利用率と言ってしまうところに無理があるのではないかということです。

要は、団体利用で地区の皆さんで使っていただいている公園とそうではない公園の違いを意味しているだけであって、多分、そういうところが島田委員が言われた使う側の目線とずれているということなのではないかと思えます。

グラフを見ると、大半は少年の野球やサッカーでの利用ですよ。これは、大きめのグラウンドがある近隣公園や街区公園で少年野球などに使われるケースで公園利用届が毎週のように出されているところの比率が高くなっているというだけの話のような気がしますので、節のタイトルも含めて、表現を変えていただいた方がいいのではないかと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 確かに、公園の数で言いますと、郊外部の公園の数の方が多く、届け出は逆に少なくなる傾向もあるかと思えます。その辺は、確かにわかりづらいといいますか、実態を捉え切れていないところもあろうかと思えます。

どのような修正ができるかは検討させていただきたいと思えます。

○**愛甲会長** ほかにいかがでしょうか。

○**吉田委員** 今回出された若者の公園利用を推進しようというものはすごくいいことだと思います。ただ、これは僕の研究に関係するのですけれども、中学校や高校の先生を集めて、とある公園でどうして高校生は公園に来ないのかに関してディスカッションするワークショップを開いたことがあるのです。中高生なんて公園は行かないよとはっきり言われました。そして、何かを設置するならW i - F i を置けということがワークショップの結論でした。

子どもたちには、もっと自然に親しんでほしい、外を見て、みどりを見てほしいということから、学校の先生方が免許更新するときのワークショップの一環でそういうことをやって、ディスカッションをしたわけです。でも、非常に難しいのだなということがよくわかりました。

今回、入れていただいたのは非常にいいのですけれども、写真がエルムの里公園のバスケットボールコートなのです。難しいので、こういう写真になるのはよくわかるのですけれども、これだと、若者を呼ぶためには、バスケットコートなりスケボーコートという比較的安易というか、また、夜中にスケボーをするということで、それが都心部では反発を生む原因になるときもありますよね。ですから、できれば安易ではない若者に推奨するイメージ図があればいいなという話です。

バスケットコートもありだと思うのですが、もう一つぐらいないでしょうか。

○**事務局（仁宮みどりの推進課長）** 中高生が公園にスポーツをやりに来るのかということ、難しい問題もあるかと思えます。ただ、公園でスケボーをやられている方もおりますし、最近、オリンピック競技にもなりましたが、BMXなどのニュースポーツも盛んになってくるのかなと思っていますので、一定のニーズはあるのかなと考えます。

○**吉田委員** 逆に、そちら側のニーズが強くて、ニュースを見ていると、まちなかでスケボーをして、市役所の人困って、スケボーをできなくするようにしなければならないということがありますよね。

当然、そうしたニーズにも応えてあげなければならないのですけれども、そちら側に走るのではなく、中高生がどうしたらみどりに興味を持つかが基軸なのです。ですから、そちらにも流れを持っていただけるようなイメージにしていただければなということなのです。

○**事務局（仁宮みどりの推進課長）** 写真も含めて、少し検討させていただきます。

○**愛甲会長** 今、安易など言われてしまったのですけれども、僕は逆の意見を持っていて、W i - F i は別としても、バスケットボールのコートやスケートボードができるような公園がもっとあってもいいのではないかと思っていたのです。でも、最近は、小学生も公園にW i - F i が欲しいと言います。そうしたことも含め、できるだけ多様なニーズに応えられるような施設を整備していただくということは必要かなと思います。

ただ、それも場所にもよるといえることですね。

○**吉田委員** どっちなんだということもあるかもしれないです。

僕の息子は、バスケットコートがあるところをグーグルアースで探しているのです。それも事実なので、委員長がおっしゃっていたとおりなので、多様なニーズにということも必要だと思います。

○今井委員 今、W i - F i の話が出てきたので、お話しします。

今回のものがどうというわけではないのですけれども、私は、個人的には公園にW i - F i があってもいいのではないかなと思っています。

というのは、ある程度の規模の公園にW i - F i が使える環境があれば、いろんなイベントを行ったりするときに非常に便利だと思います。また、特に、外国人の方は、日本に携帯電話を持ってきてもW i - F i 環境のあるところでないとな話ができないということもあるのです。そういった意味では、整備することでいろいろな人に使いやすい公園になるのではないかなと思っています。

また、答申案の96ページにI C T活用のことが載っており、Q Rコードの導入のことが書いてあるのです。これはこれでいいと思います。それに、W i - F i の整備にはお金がかかるので、なかなか難しいとは思いますが、W i - F i の利用を可能にすることも含め、いろいろな対応をする可能性があるような表現にしてもいいのかもしれないなと思いました。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 近年、W i - F i のニーズが高まっておりまして、今、今井委員がおっしゃったように、96ページのI C Tの活用などもそうです。やはり、外国人も増えていますので、特に外国人の方が多く利用するような大規模な公園ではW i - F i のニーズもより強くなってくるかと思っています。

そうしたことから、W i - F i をどうするかを検討までには至っていないのですが、そういったことも含め、I C Tの活用については検討していく必要があるかなと思っています。

経済観光局のことにはなりますが、たしか、大通公園などはW i - F i を使える環境にしていたかと思っています。中島公園や円山公園も観光客が多い施設ですので、どこまで充実できるかは別として、いただいたご意見を踏まえ、関係部局とも連携しながら、引き続き検討していきたいと思っています。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 私は、前回欠席していますので、今回初めての発言になります。

資料1の最後の10ページの庁内調整による修正についてというところに目がとまりました。

まず最初に、左側の下の景観重要樹木、保存樹木についてです。

たしか、景観重要樹木については景観法で定められていますので、景観計画にはかなり書かれているのですけれども、それとの整合性といいますか、あるいは、これを読んだ市民としては、景観の担当に質問に行くべきなのか、こちらに相談に行くべきなのか、対市民にこれを出していったときに、その辺のわかりやすさといいますか、その辺をどうふうにお考えかなと思いました。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 10ページの左下の記載ですが、本書で言うと82ページに記載させていただいております。今回、改めて継続的に取り組んでいるものを載せたところですよ。

景観を担当しています都市計画部門からこのような記載を載せてほしいと言われておりまして、今、小澤委員がおっしゃったように、景観重要樹木や保存樹木制度の内容について、注釈で記載をさせていただきましたが、景観重要樹木については、景観法に基づきということで記載しております。

また、窓口は都市計画部門になろうかなとは思いますが、内部的には連携をとりながら対応していく必要があるのかなと思っております。

○小澤委員 保存樹木制度というのは条例だと思いますが、これはこちらが担当になるわけですか。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 細かく言うと、法律と条例があるのですが、いずれもみどりの推進部で所管しております。

○小澤委員 そうすると、景観重要樹木もみどりの方で管理されているのですか。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 景観重要樹木は、都市計画部門の景観担当がやっております。

○小澤委員 保存樹木制度の対象となっているものがみどりの方なのですね。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） そうですよ。

○小澤委員 ちょっと思ったのですけれども、この基本計画を読まれた方がどこに相談に行っているのかがあまり書かれていないような気がしたのです。

その辺は補足で説明していくのか、あるいは、ここに書かずとも、市民に対して何かを発信していくか、そうしたことが必要だと思うのです。やはり、いろいろな計画があって、市民目線から見るとなかなか難しいのです。いろいろなものが乱立している場合、あるいは、内容が重複している場合、どちらに相談に行けばいいのかなと迷われる場合があると思うのです。もちろん、プロの方がいらっしゃると読み解けると思うのですけれども、わかりやすさが必要かなと思います。

私は景観計画にもかかわっていたのですけれども、その辺をわかりやすく表現しようといった方針で景観計画はつくったと思いますので、そういう面が入ってきてもいいのかなと思います。

もう一点は、同じく、10ページの上の市有施設における木材利用の促進についてです。

これは修正に対するご意見というよりは、私の単純な質問ですけれども、学校を初めとする公共建築物への地域材の利用を一層進めるということで、これは非常によろしいかと思っております。

ただ、地域材というのは、札幌市のものだけではなく、道全体を視野に入れていらっしゃるといえることですか。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 道産材をイメージしている記載です。札幌市ではあ

まり木材がとれませんので、道内全域をイメージしております。

○小澤委員 そうしますと、例えば、上位のものには、道産材の促進について、何か書かれていますでしょうか。

○事務局（中西みどりの管理担当部長） 地域材というのは道産材とイコールですけれども、林業行政での道産材という意味合いは、北海道で木材加工されたものは、本州の木材であっても道産材と言うため、地域材という名前にしているのですけれども、わかりやすい注釈等が必要かなと思いますので、検討させていただきます。

○小澤委員 わかりました。

札幌市としての地域に対する方針といいますか、ビジョンというものが少しわかりやすくなっていた方がいいかなと思います。地域材という言葉だけだと、皆さんはいろいろなレベルで理解されてしまうかと思えます。

これで最後ですけれども、書いていただくというよりは、お願いとなります。

こういった庁内調整をされて、学校を初めとする公共施設に地域材を使うということは非常にいいと思うのですけれども、原局がついていないという現実もございます。

また、木材にしましても、安い木材にしようとなると輸入材に頼らざるを得なくなります。そうしますと、地域材の促進にはなっていないと思います。

こういうふうに庁内調整され、ここに書くとなりますと、予算を大目につけることは難しいかもしれないのですけれども、本当の意味で木造の建物が増えていくような働きかけをしていただくべきなのかなと思います。

○事務局（中西みどりの管理担当部長） 今、森林環境譲与税というものがあり、今年度は、国から約9,200万円が、そして、最終的には3億2,000万円ほどの譲与税が札幌市に配分される予定になっております。

主な使い道としては、林産業の発展のためとなります。ただ、札幌市のような都市部においては林業というものがございませんので、大消費地としての木材の利活用が期待されているところです。このようなものを財源として、道産材の活用について、全市を挙げて推進していきたいと考えております。

○小澤委員 今のことは非常にいいお話だと思いますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

○愛甲会長 ほかにございませんか。

○吉田委員 全く同じことを考えていまして、僕もエゾマツ、トドマツ等の道産材と書いた方がいいのではないかと考えていたので、ぜひ検討してください。

その理由は、別の部局の委員会であったのですけれども、創成川のところのタワーの横に植えているコロラドスプルースなのです。そこに樹木をもう1本足すということに対して審議があったのです。

それで、何でそこをエゾマツにしないのだと聞いたら、今回、マツ科のコロラドが手に入らないので、すみませんが、エゾマツになります、申しわけございませんという話だっ

たのです。でも、それは違うのではないか、もともとエゾマツを植えるべきでしょうと言ったら、勘違いをされて、エゾマツでも機能は同じです、だから安心してくださいと言われました。それは逆で、そうだったら、それこそエゾマツでしょうという話をさせていただきました。

実は、緑化の業界はそういうレベルなのです。

ですから、ここで地域材と言え、道内であればよいという感覚です。では、同じ道でもカラマツを推奨するのかということ、それも微妙なところなのです。

こういう書き方は仕方がないと思うのですがけれども、おっしゃっていたとおり、比較的明確なビジョンのもとで支援しますとしていただければいいなと思いました。地方の小学校では、カラマツを使ったフロアが多いのが事実なのです。それは、安価だからです。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 先ほど小澤委員からご意見をいただきましたが、計画というものはいろいろな部局にまたがってしまっていて、この計画も、みどりの推進部以外のものも多数入ってございます。

これは基本計画なものですから、どこの窓口にとということまで記載した方がいいのかどうかということはありません。実際に問い合わせられるときは、おそらく、問い合わせただくときは、どこどこ課、あるいは、どこどこ係にとということになるかと思えます。ただ、少なくとも、そうしたことはホームページではしっかりわかるようにしたいと思えます。

計画自体に書けるかとなると難しい部分はあるかと思えますけれども、検討させていただきたいと思えます。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○片山副会長 資料のとりまとめが大変わかりやすくなっていると思えます。ありがとうございます。

私も前回出席していないので、以前、議論があったら申しわけないのですが、資料1の9ページ、そして、資料2では81ページに緑化重点地区から緑化重点地区3が出てきています。

緑化重点地区というのは、緑被率がすごく低く、1人当たりの公面面積も小さく、重点地区にしていかなければいけないということはとてもわかりやすいのですが、地区の1から3までの色の塗られ方です。

緑化重点地区3の都心の大通周辺の四角については、以前にも図が出てきましたので、すっと落ちるのですが、緑化重点地区2の地域交流拠点の赤色のハッチが入っているところが地下鉄駅周辺にぽつぽつとありますよね。そして、この色の塗られ方については、資料2の81ページでは、「地下鉄周辺など利便性の高い地区については」と説明がありますよね。

自分で不動産を持っている人なんかは、自分のところは塗られている、隣の駅は塗られていないなどが結構気になると思うのです。

地下鉄駅と言っていますが、塗られているところと塗られていないところの違いは何なのでしょう。あるいは、真駒内駅のところは塗られているけれども、ここはみどりが十分あるのではないかとも思いますし、地下鉄駅ではないのに塗られているところもあります。

ですから、赤色の斜線の緑化重点地区2の設定の仕方についてももう少し説明があるといかなと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） まさにおっしゃるとおりでして、地域交流拠点というのは、全ての駅ではなく、地下鉄駅周辺など利便性の高い地域となっております、地下鉄駅の中でも限定されて設定されておりますし、地下鉄駅だけではなく、JR駅の周辺も設定されている状況です。

これは札幌市都市計画マスタープランなどではしっかり定義されているかと思っておりますので、もうちょっとわかりやすいような記載に修正させていただきたいと思っております。

○愛甲会長 80ページの枠の中に都市計画マスタープランの区域等を最初に紹介した上で、緑化重点地区の指定においてはと3段落目で書いてありますが、その書き方ですね。要は、それが連動しているのだということが伝わるようにする必要があると思うので、その辺についてはお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○島田委員 62ページからの目標のところです。

前にご説明されたのかは忘れてしまったのですが、目標があって、それをはかるための評価指標があって、調査項目があるということです。評価指標があって、調査項目があるのはいいのだけれども、調査項目だけがあって、目標値が定められていないものもあるのです。これは、尻切れとんぼというか、何でここには評価指標が書いていないのだろうと思いました。

せっかく調査をして、調査方法を書くのですから、評価指標の数字が決められないものかなと思いました。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 今ご指摘のあった62ページ以降の目標のところについてです。

62ページの一番上のところに目標の設定の考え方を記載しております。3行目にありますけれども、評価指標を設定し、調査項目の結果とともに評価時に活用しますとしていますが、確かに、全然知らない方が見たときに若干わかりにくいかなと思います。

過去からの数字や経過は把握しており、なおかつ、「自然」、「都市」、「ひと」の三つの分野で評価指標とするのに比較的ふさわしいものをということで、数字がとれる目標として、二つずつ設定をしております。ただ、「自然」、「都市」、「ひと」と、それぞれが非常に幅広い分野になっておりますので、この二つの評価指標だけで全ての目標の達成状況を語るのは難しいところです。

そこで、これまで審議会や部会でご議論をいただいた中で、調査項目もあわせて設定し、

また、新しい取組もありますので、数字がどういう動きをしているのか、その動きがどう
いう原因から来ているのかをしっかりと分析した上で、それもあわせて、「自然」、「都
市」、「ひと」でそれぞれ一つずつ掲げている目標が達成しているのか、あるいは、まだ
まだ不十分なのかについて、評価指標だけではなく、調査項目とあわせ、中間評価などで、
今後評価をしていこうと考え、このようにしているところです。

ただ、その関係性がもう少しわかりやすくできないかどうかは検討させていただきたく
いと思います。

○島田委員 これだと、何でこの調査項目が挙がっているのかもよくわからないので、こ
の調査項目にはどういう意味があって、今、どういう動きだというようなことを書いても
らった方がわかるかなと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） わかりました。修正の検討をさせていただきたく
いと思います。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

私にも幾つか質問させていただきたい点があります。

一つは、資料1の10ページの右上の冬季間の利用を推進する公園づくりのところに書いて
ある雪置き場についてです。

地域の意向を聞きながら、スキーや雪遊び・雪置き場など施設の配置に配慮した公園づ
くりを進めますというところに書いてある雪置き場とは、また、雪置き場など、施設の配
置に配慮した公園づくりとは具体的にはどういうものなのでしょうか。文章的に意味がわ
からなかったなので、教えていただきたいと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 冬場は、ご承知のとおり、公園では、普通の遊具の
利用がほとんどなくなり、雪置き場として地域の方が利用される実態もありますし、札幌
においてそういう役割も重要になるのかなということです。

このように、雪置き場などを意識しますと、公園づくりの際、例えば、遊具の配置を初
め、広場をしっかりと確保できる、あるいは、雪が入れやすいような配置にしていくとい
うことがあります。

今まで、そうしたことをあまり考えずにいたのですが、実態として冬は雪置き場として
使われていまして、雪の重みで遊具が壊れてしまうことがありましたし、雪を入れにくい
場所もありました。

そこで、公園をつくるとなったとき、地域として冬には雪置き場として使いたいのであ
れば、そうした配置に配慮しながらやっていく必要があるということで、このような記載
とさせていただきました。

○愛甲会長 雪置き場に使える公園は全てではないですよ。そんな中、こういう書き方
をしてしまっているのだろうかということです。もう一つに、スキーや雪遊びという基本
的には公園で認められている活動と雪置き場を同じレベルで並べて書いてあることに対
する違和感の二つがあるのです。

○事務局（中西みどりの管理担当部長） 今、街区公園を主体として、街区公園のうち1,400カ所ほどに関して、地域の町内会などと協定を結び、ルールを決めた上で、雪置き場として活用していただいております。ただ、私たちとしては、公園で子どもたちに遊んでもらいたいので、スキー山というか、雪遊びができるようなところもつくっております。

確かに、この表現については、会長がおっしゃるとおり、そうしたルールがあることも含め、そういったことがわからないような書きぶりになっておりますので、書き方を検討させていただければと思います。

○愛甲会長 少なくとも全ての公園ではないという書き方をしないと誤解を招いてしまいます。また、そういう協定があって、それに基づいてやっていることについては注釈をつけておくべきだと思います。

もう一つは、資料2の最後のところで、先ほど島田委員が質問された調査項目とも関係があるのですけれども、第8章の2の計画の進行管理のPDCAサイクル手法の導入というところでは、

ここにはすらっと書いてあるのですが、こういうことをやって、計画をつくって、それを実行して、また、目標、指標の設定や評価のところでは、施策、事業の実施状況の把握整理、調査項目にのっとった調査の実施、施策・事業・目標・評価指標の評価などがここに出てくることになるわけですね。でも、これをどういうタイミングでやるのかについてはどこにも書いていないのです。

要は、これを1回だけ計画期間中に回して、次の第5次みどりの基本計画に反映するという意味なのか、それとも、計画期間中にそういう調査を何回かして、その評価結果を途中で生かしていくのか、それがよくわかりません。

先ほどの調査項目のあたりを見ていると、例えば、再整備した公園の周辺の利用者数の調査やアンケート調査などは、5年置きに行う予定になっているようですが、PDCAというのは一回だけやるものではなくて、回していくからこそPDCAなのではないかと思うのですね。

その辺はどういうふうを考えてらっしゃるのか、質問させていただきます。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 会長が今おっしゃったとおり、目標のところでは、令和5年や令和10年にやる調査項目も設定しております。我々が意識しているのは、中間に少なくとも1回評価をし、最終的な計画期間終了のタイミングでしっかり評価をして、次の計画につなげていければと考えておりますが、そのタイミングがわかるよう、記載を改めたいと思います。

○愛甲会長 中間評価をやるということですね。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） そのような想定をしております。

○愛甲会長 では、それがわかるように書いていただければと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

○島田委員 細かいことですが、25ページの生物多様性の現状のところは赤色のハ

ッチがあり、ここは対象植物が報告された箇所のようなのですが、対象植物とは何なのでしょうということなのです。

レッドリストの希少種が見つかった大事な場所だよということをお願いなのか、ほかの外来種がいるとんでもないところだよという話なのか、意味がわからないので、対象植物が何かをはっきり書いていただきたいと思いました。

もう一つですが、26ページです。

地図に吹き出しでいろいろと書いていただいている、本文を見なくても非常にわかりやすいので、すごくいいなと思います。ただ、その中に、平地で残された樹林や防風林ではヤチダモやハンノキの群落が優占、市街地近傍の山並みはシナノキ群落、平地はハルニレ群衆が優占とあるのですが、違和感があるというか、これは要らないのではないかなと思いました。これをやるのだったら、草地とか、ほかのところもそういうふうには書かないと思わないと思うからです。

それより、人工林の管理の遅れがこの辺は問題だよとか、森林のニーズが郊外の林では多様化しているんだよとか、本文で書いているものを少し入れ込んでいただいた方が一目で問題点がわかっていいかなと思います。

その後にも、同じように、地図に吹き出しでいろいろと書いていただいているものがありますよね。吹き出しがあまりに少ないと寂しいなと思いますので、本文で入れ込める情報があればなるべくこの地図に吹き出しでたくさん入れていただくと、ぱっと見たときにわかっていいかなと思いました。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） まず、25ページの生物多様性のところについてです。

これは、「さっぽろ生き物さがし」という札幌市環境局が中心となって毎年取り組んでいるものでございます。ただ、おっしゃるとおり、対象植物が何か、あるいは、年度が2016ということもあります。実は、2017、2018とやられておりますので、いずれにしても、もう少し最新の情報にするとともに、わかりやすい記載にしたいと思います。

次に、26ページの、課題や問題について、本文のところから関連するようなものについてについては、いただいたご意見を参考に精査させていただきたいと思います。

○愛甲会長 ほかにいかがですか。

○小澤委員 資料2の第8章の116ページの各主体の役割と進行管理についてで、巻末に近い非常に大事なところだと思うのですが、各主体の役割の（1）が市民・活動団体、（2）が事業者・大学など専門機関、（3）が行政となっていますよね。

市民・活動団体はいいかと思うのですが、（2）の事業者・大学など専門機関とは具体的に何を指しているのかがよくわからないのです。これは、民間の事業者及び研究教育機関というイメージなのでしょうか。

また、（2）の文章の後半なのですが、「加えて、都市公園の魅力づくりや農地の活用など」とありますよね。都市公園となると公園ということですが、そこに教育機関がどういうふうに入っていくのか、その辺がイメージしづらいと思うのです。

さらには、(3)の行政のところの出だしに「庁内での連携のもと」とありますが、これは札幌市の市役所の中でのお話を想定しているのか、あるいは、ほかの行政機関との連携、あるいは、調整を経てというイメージなのかということです。

ここは非常に大事な章だと思うのですが、具体的にイメージしづらいところがありますので、どういうふうにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 116ページの各主体の役割についてです。

確かに、今、小澤委員がおっしゃったとおり、大学や専門機関については改めて確認しますと不十分かと思えますし、行政のところの記載もそうかと思えます。

行政といいますと、市内部だけではなく、その他の国や道を初めとした行政機関がございますので、もう少しわかりやすい表現に改めたいと思います。

○愛甲会長 ほかにいかがですか。

○巽委員 前回のときに、資料1の4ページのみどりの将来像図について意見をさせていただきました。そのとき、子どもがいない、何をしているのかわからないということを伝えたところ、新しい絵になって、すごくたくさん盛り込んでいただいたのですが、プレーパークがあって、これは取ってつけたような感じがしています。

プレーパークというものは7、8年前から広まってきたかと思うのですが、今、どのぐらいの割合で公園を利用して、プレーパークなどをしているのでしょうか。私の周りではあまりされていないので、わかりませんが、例えば、資料2の97ページにプレーパークの場の提供とあり、地域住民などが主体的に運営を行うと書いているのですが、子どもにこうした活動をさせるにはかなりの大人の数が必要ですし、知識を持った人も必要なので、気軽にどこの町内会でもできるようなものではないと思うのです。

何となく始まったころから札幌市がプレーパークに利用してくださいと一生懸命言っているのは知っていたのですが、実際に利用がされているような感じはないのです。また、これが10年の計画であるならば、本当にこの10年でプレーパークも進んでいくのかなというのがちょっと気になりました。

○事務局（新谷みどりの管理課長） 今日、プレーパークについての具体的な数字は持ち合わせていないのですが、これは市の子ども未来局の事業でありまして、助成金等を出し、プレーパーク事業というものを行っております。この中では、出張プレーパークやプレーリーダーの育成をプログラムの中に入れ、普及啓発等を行ってきております。

私の見ているところでは、かなりの広がりを見せてきていまして、具体的には、我々が指定管理者制度を入れているような大きな公園では年に数回やっております。また、豊平公園や西岡公園でも定期的にやっていますし、地元にもプレーパークの自主的な団体ができていと認識しております。

これは誰でもできるものではありませんが、やる気のあるところであれば、出張プレーパークという制度もありまして、プレーパークの専門の方が地元に向かってプレーパークを行うという事例も、たしか、年間に4、50件ぐらいはあったかなと記憶しております。

○異委員 57ページの「ひと」のイメージ図の公園は、身近な公園なのか、それとも、先ほどから言っているたくさん利用するような公園なのかがわからなかったのですが、これは西岡公園のような、すごく利用者が多く、利用率が高いような公園というイメージなのでしょうか。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） ここに管理事務所というか、建物に人が集えるところもある公園ということですので、それなりの大きな、総合公園なり運動公園に準ずる公園をイメージしています。

○愛甲会長 今いただいたプレーパークに対するご意見について僕も補足します。

今、市内で約20団体ぐらいが活動していて、そのうちのかなりの団体が公園を実際に利用しています。また、先ほど説明がありましたように、事業としては子ども未来局の事業となります。ですから、これまでは、どちらかという、みどりの推進部としては場所を貸しているだけだったのです。

ただ、実態は、ここ数年でかなり変わってきていまして、子ども未来局がやっている事業を札幌市公園緑化協会を受託し、西岡公園にいるスタッフが公園の管理もしながらプレーパーク事業をやっていますし、実際に地域の団体がプレーパーク事業を行うときには、各区の土木部公園緑化係に公園の利用届を出し、プレーパークに職員の方もきてくださるという事例もあります。

先ほど、数が少ない、あまり見ていないとおっしゃられましたが、実際には、先ほど新谷課長が言われたように、少しずつ増えてきてはいるのです。

今回、こうやって緑の基本計画にプレーパークが記載されることは、関係者は非常に期待をしています。将来的には、場の提供だけではなく、運営にも関わっていくことも検討していただきたいと思っていますので、お願いいたします。

実際には、市民団体頼みでやっているところもあるので、課題も少なくありません。先ほどの若者の遊びのところでもありましたけれども、子どもたちや若者のために、いろいろな遊びの機会を提供する中の一つのやり方だと思うので、少なくとも今やっているものはできるだけ継続させるようにということは考えなければいけないと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 今の続きです。

私は子育て中ですがけれども、プレーパークという言葉自体を初めて聞きました。こういうのをやっていたのだ、後で調べようぐらいな感じだったのです。

それで、場の提供とともに、その前のICT活用の情報発信というところには、外国人などへの対応のための情報発信ということは出ているのですけれども、公園で何のイベントをやっているかの情報発信などです。子ども未来局でもイベント情報を出すのでしょうか、公園でのイベント情報みたいな出し方もあると思うのです。

これは何歳を対象にしているのかもわかりませんでした。だから知らないのかなと思ったぐらいでしたので、そこら辺も入れていただきたいと思いました。

○愛甲会長 ぜひ、その辺も検討して、情報が伝わるようにしていただければと思います。

○福田委員 私からは、資料2の64ページの公園のバリアフリー化率についてです。

かなり多くの項目が追加されたようですね。私は前回の第84回的时候はなかったのですが、わからないのですが、公園トイレ全棟数のうち、バリアフリー化されたトイレのというような説明があるのですけれども、おそらく、主に車椅子の方が利用できる広さや設備というような意味合いで表記されているのかと思います。

でも、例えば、オストメイトの人が利用するような設備は備えているのか、また、具体的にどういう人が利用できるのか、しやすいのかという説明をもう少し加えてもいいのかなと思いました。

また、65ページの公園バリアフリー化実施状況調査についてです。

公園のバリアフリー化の状況について、バリアフリー化されている園路広場、駐車場、そして、トイレの三つの項目で評価しているのですね。これはもしかしたら管轄が違うかもしれないのですが、例えば、遊具に関し、障がいを持っているお子さんたちが利用できるような遊具の設置を検討しますなど、そういった方面の項目も加えていただけるとよりいいのかなと思いました。

○事務局（仁宮みどりの推進課長） バリアフリーについて、どういう方が利用できることを想定しているのかについては、確かに、記載が不十分かと思いますので、補足といたしますか、記載をわかりやすいように修正したいと思います。

また、65ページのバリアフリー化の実施状況についてです。

園の駐車場、トイレということで、これは公園を所管している国土交通省の部局でも数値目標を定めて、この三つについて進めていくことを国でも音頭をとりながらやっているのですが、代表的なものを挙げております。

しかし、ご指摘のとおり、遊具のバリアフリー化も今後は必要になってくるかもしれません。現時点では具体的にどうしていくのかというものがまだないものですから記載しておりませんが、そういう課題認識を持ちながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○愛甲会長 予定の時間を大分オーバーしてしまっているのですけれども、パブコメの前に委員の皆さんからお話を聞けるのが最後なので、ご意見をできるだけ聞いておきたいと思いますので、お願いします。

○竹澤委員 いろいろと考えていたのですが、私たちには、現実に熊の恐怖があるのです。山菜をとりに行くときには気をつけなさいよということが合い言葉のようになってもなっています。

例えば、59ページですけれども、森林を知り守り活かすみどりのエリアと書かれていますけれども、これを読んだ限りではそういう危険を何も感じないのです。熊対策としては、前から緩衝地帯を設けてほしいという声が上がっていると思うのですが、そういうことも含めての皆さんが楽しめる森林なのではないでしょうか。

美しが丘のうちのすぐそばでも熊が歩いている姿を見ている人がいまして、そうしたことが盛り込まれているのかとずっと考えていたのですけれども、どこにも出ていなくて、どちらかというと、いいことばかりが書かれているような感じがしたので、最後にお聞きしたかったです。

それから、2点目ですが、113ページの公園樹木の健全化、適正化のところです。

公園の樹木のことですが、私たちはボランティアをしていて、枯れ枝は切らせてもらえるのですけれども、1本全部を切ってしまうわけにはいかない木もあります。これは根からとってあげた方が成仏するような感じがするのですけれども、私たちは老人ですので、その力がないからできていません。これは何年も言い続けていたのですが、いつまでも実現していません。ただ、協議会で肥料をやってほしいというのは言いまして、それはやると叶うようですが、このように何年も言い続けていることをなかなか実現してもらえないというのはどうしてなのかなと思っていました。

それから、3点目ですが、ボランティアが本当に高齢化してきて、私たちもどうなるのかと思っています。

114ページには、協働によるみどりづくりの仕組みの充実とあるのですが、どういう仕組みになっていて、高齢化しているグループはどんどんなくなっていくのに、その後をつなげてくれる人は見つからないのです。また、大学などとの連携と書いてありますけれども、これも私たち自身でやっていますけれども、大学のシステムが変わったり、担当が変わったりすると全然出してもらえなくなるのです。今は町内会に働きかけていますけれども、それもボランティアがやっています。

こういう仕組みがあるのであれば、もっとこんなに苦労しないでもいいですし、つなげていきたいのです。やっとたくさんの方が訪れてくれるようになって、みんなが喜んでくれて、私たちも喜んでいたのですけれども、みんなが年をとってきて、1人が抜け、2人抜けとなっているときに、どうやって踏ん張っていけばいいのかなと思っています。

○事務局（中西みどりの管理担当部長） まず、枯れ枝の件についてです。

いつも枯れ枝の処理等をお願いしておりますが、本当にありがとうございます。いつもの活動に感謝いたします。

それで、木ごと切ってしまった方がいいのではないかというお話もありましたが、その都度、私たちにご相談いただければ対応いたしますので、気兼ねなくご相談いただければと思います。

次に、ボランティアについてです。

どこのボランティアでも高齢化が課題となっております。私たちとしては、どういったら継続的に若い世代につなげていけるのかということで、さっぽろ花と緑のネットワーク事務局というものを立ち上げ、側面からさまざまな支援をしているところです。

例えば、先ほどもありましたけれども、大学との連携、あるいは、青少年女性活動協会などをご紹介したり、つないだりということをしておりますので、こちらについてもご相

談いただければなと思いますし、そうしたことを意識した書きぶりについても検討させていただければと思います。

次に、熊についてです。

熊については主に環境局が担当しておりますけれども、そちらとも協働しながら、熊の出にくい環境づくりを進めていければなと思っております。

○竹澤委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 非常に多くのご意見をいただきました。修正していただく作業は結構大変かもしれませんが、意見の多くは、説明が足りない、言葉が難しい、文章のつながりがわかりにくいなどだったかと思ひます。

こういうものは、ずっとやっていると、おまけに皆さんは専門家ですから、わかっているわけですが、市民の方が見るとなると、わかりにくいところや難しいところが結構あるかと思ひますので、その辺も考慮していただいて、パブリックコメントの前には、できればもう少しわかりやすい平易なものとするに心がけていただき、それをパブコメにかけていただければと思ひます。

そして、先ほどお話のあったトイレ、それから、公園の再整備における機能分担等については、計画の策定後に取り組んでいくべき課題でもあります。

この両者は財政の関係がありますから、我々の意思だけでどうすることもできません。本当は、トイレも今までどおりあればそれにこしたことはないのですけれども、なかなかそういうふうにはいかないわけです。ただ、それによってどういう影響が地域の方々に出るか、公園の使い勝手に出るかです。トイレについては、逆に考えれば、トイレを減らさなければ、ほかの公園の施設の充実すべきところにお金が回らないということもあります。そのため、トイレの方で節約をして、公園の施設やみどりの方の予算も確保するなど、そういう工夫もしなければいけないわけです。

ただ、実際にトイレを減らしてこうだった、機能分担をしてこうだったということをご場に情報提供をしていただいて、皆さんと議論していく継続的な課題だと感じています。

今回、大きなところについての意見は皆さんからいただきましたが、来年度以降、この基本計画を初め、皆さんからいただいたご意見でつくった案や施策に基づき、いろいろとやっていくこととなります。都心のみどりづくりの方針の策定、ボランティアの活動促進計画の策定など、いろいろとやらなければいけないことが待っていますので、引き続き、皆さんにはご意見をいただくとともに、ご協力していただければと思ひます。

この後、今日いただいた意見に基づいて修正していくことなると思ひますけれども、それをまた皆さんに見ていただいてというわけにもいきません。議事録はできるだけ早急で作っていただいて、共有したいと思ひますが、パブコメまでの間にどういうふうな修正をするかは私と事務局の間で相談して進めることを認めていただければと思ひます。

それでは、今日の審議は以上となります。
事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたり、ご議論をいただき、まことにありがとうございました。

次回は2月上旬の開催を予定しております。また詳細が決まりましたら、事務局から正式なご案内を差し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第86回緑の審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上